

申請 夏頃

○申請単位（＝認定単位）

- ・ 教科が複数あるものは原則まとめて1件。
- ・ 学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の試験等はまとめて1件。

○申請書類

- ・ 申請書様式（資料3）
- ・ 測定しようとする資質・能力の具体的内容（資料4）
- ・ サンプル問題（資料5）
 - ※ 各教科につき大問2題
 - ※ 主として思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題について1問以上提出を求める
- ・ 実施要項・学校用実施マニュアル

審査 秋頃

○審査手順

- ① 事務局による形式要件の確認
- ② 審査員による**分担審査**
 - ・ 審査員は、教科専門、高校教育関係、テスト運営、テスト理論・教育測定等の有識者で構成
 - ・ 事務局経由で審査員と事業者の間の書面を通じたやり取り（質問・指摘→回答の往還）
 - ・ 懸念点等に対する指摘事項の案の作成
 - ・ 必要に応じてヒアリングを実施
- ③ **審査会による全体審査**
 - ・ 分担審査を行った審査員全員やその他の有識者による全体審査
 - ・ 「認定」又は「不認定」の決定
 - ・ （認定の場合）懸念点等に対する指摘事項の決定

認定・情報提供 初冬

○認定

- ・ **認定**された測定ツールについては、事業者**にその旨及び指摘事項**を通知。
- ・ 認定されなかった測定ツールについては、理由とともにその旨を通知。

○情報提供

- ・ 認定された測定ツールについては、文部科学省ホームページで、**基本情報**（測定ツール名、対象教科、測定ツールの概要など）のほか、**申請書類の記載内容**や事業者への**指摘事項**を情報提供（資料6）。
- ・ 教育委員会等に対しても趣旨の周知と併せて上記内容を通知。

○認定の効果と取消し

- ・ 認定の**有効期間**は認定したときから**3年後の年度末まで**（資料7）。
 - ※ 認定自体は何ら法的効果を伴うものではなく、基準適合性を確認したという性質
- ・ 認定要件（注）を欠くことや欠くおそれが判明した場合には、必要に応じて審査会を経て、認定取消し。
（注）事前審査で適合性を確認する認定基準及び認定後の遵守事項を含む。

事後チェック 事業年度終了後～6月末

毎事業年度終了後、以下の事項等について**事業概要報告**を求める（資料8）。

- ・ 実施校数
- ・ 受検者数
- ・ 受検者全体の傾向（全体・領域別）
- ・ 試験実施後の検証内容（正答率や解答内容を踏まえたテスト仕様の検証など）
- ・ 今後の改良の方向性（上記検証や利用者の状況を踏まえた改良方針など）